

大元学区スポーツ協会会則

第一章 名称及び事務所

- 第1条 この会を大元学区スポーツ協会と称する。ただし、当分の間、本会を「大元学区体育協会」と称し、もしくは表記することを妨げない。
- 第2条 本会の事務所を原則として会長宅に置く。

第二章 目的及び事業

- 第3条 本会は体育の健全な発達ならびに普及とスポーツを通じて学区民相互の親睦、融和を図ることを目的とする。
- 第4条 本会に次の部・団を置く。
1. 専門部（陸上競技部、卓球部、ソフトボール部、グラウンド・ゴルフ部、婦人バレーボール部）
 2. スポーツ少年団（柔道部、剣道部、卓球部、ソフト部、バレーボール部）
- 第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 岡山県・岡山市スポーツ協会との連絡協調
 2. 学区内におけるスポーツイベントの開催
 3. スポーツ少年団の育成指導
 4. 各種行事の開催及び後援指導
 5. その他、本会目的達成に必要な事業

第三章 組 織

- 第6条 本会は学区民で組織し、各町内より選出の委員と会長推薦の役員をもって組織する。
- 第7条 本会に次の役員を置く。
- | | | |
|----------|------------|------|
| 1. 会長 | (常任理事) | 1名 |
| 2. 副会長 | (常任理事) | 5名以内 |
| 3. 事務局長 | (常任理事) | 1名 |
| 4. 事務局次長 | (常任理事) | 若干名 |
| 5. 理事 | | 若干名 |
| 6. 評議員 | (町内会推薦の委員) | |
| 7. 会計 | (常任理事) | 2名 |
| 8. 監査 | (常任理事) | 2名 |
- 第8条 本会に顧問を置くことができる。
- 第9条 本会役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表して会務を総理する。
2. 副会長は、各ブロックの活動を支援するとともに、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
3. 会長は、緊急を要するときに三役会（会長、副会長、事務局長）を開き協議し、決議する。
4. 三役会は、会長の要請により、会計、事務局次長及び顧問を招くことができる。
5. 事務局長は、会長の委嘱により、本会全般の日常重要な会務を掌理する。
6. 事務局次長は、会長の委嘱により事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはこれを代理する。
7. 理事は、会長の委嘱により常任理事とともに理事会を構成し、本会の企画立案実施にあたっての会務を処理する。
8. 常任理事は、会長の委嘱により、本会のスポーツ振興と普及発展のため体育事業における基本的企画立案の重要な会務に関する事項を常任理事会にて協議し、決議する。
9. 評議員は、学区内各町内会より選出された体育委員とする。なお、本会の事業を円滑に推進するため、学区内を5つのブロック(別表)に分け、各ブロックの評議員代表であるブロック長は、地区の体育委員と協力して会務の遂行に努める。
10. 会計は、会長の委嘱により、本会会計事務処理の任にあたる。
11. 監査は、会長の委嘱により、本会会計事務を監査する。
12. 本会会長推薦による役員は総会の承認を得る。

第10条

1. 顧問は常任理事会に諮り会長が委嘱する。
2. 顧問は会長の諮問に応じるとともに、会長の要請により、常任理事会に出席することができる。

第11条

本会の役員選出及び任期は次のとおりとする。

1. 会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計及び監査は、前年度の最終の常任理事会をもって選出し総会にかけるとする。その任期は2年とし、定期総会から定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。
2. 常任理事を除く本会役員は前項と同様とする。ただし、再任を妨げない。
3. 本会役員に欠員を生じた場合、後任者の任期は前任者の残存期間とする。役員はすべて、次の役員が決定するまでその職務を遂行しなければならない。

第四章 運 営

第12条 本会は、スポーツの振興と普及発展に努めるとともに、岡山市スポーツ協会及び隣接学区スポーツ（体育）協会との密接な連繫を保つ。

第13条 本会の円滑な運営と促進を図るため理事会内に諸部を設けることができる。

1. 総務部 庶務、会計その他一般事務を掌る。
2. 調査研究部 スポーツに関する調査、研究
3. 審議部 スポーツ振興その他重要案件を審議する。

- 4. 事業部 スポーツ行事（宣伝、大会その他）の企画立案
- 5. 強化部 大会参加選手の強化の推進、指導法の研究、指導者の研究会及び講習会開催

第14条 前条の役務分掌は、常任理事会の議を経て、会長が担当責任者及び部員を委嘱する。

第五章 会 議

- 第15条 本会の会議は次のとおりとし、出席者の過半数の同意をもって決議する。
1. 総会は定期総会と臨時総会との二種とする。
 2. 総会は、スポーツ委員（評議員）及び役員をもって構成し、会長が招集して議長となる。
 3. 常任理事会、三役会は会長が招集し、重要案件を協議し、決議する。
 4. 理事会は会長が招集し、本会行事の実施に当たって必要な細目について連絡協議する。
 5. 定期総会は、年度初めに会長が招集し、事業報告、決算報告、年度事業計画及び予算審議、その他、最も重要と認められる事項を決議する。
 6. ブロック長会議並びに各部専門部会及びスポーツ少年団部長会議を開き、重要案件を協議する。

第六章 表 彰

第16条 本会の目的達成に功績顕著であると認められたものは会長がこれを表彰する。

第七章 経 理

- 第17条 本会の事業を遂行するために必要な経費は次によりまかなう。
1. 岡山市スポーツ協会からの交付金及び各町内会からの負担金
 2. 寄付金、協賛金その他の収入
- 第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。
- 第19条 本会の金銭出納面の適正明確化を図るため、一般会計と特別会計に分かつ。
- 第20条 会計は、会長の指示を受けて会計事務を処理し、会計監査を経て、総会で前年度の決算書を報告する。
- 第21条 本会に特別収入があった場合は、中間報告書の会計監査を経て、総会に報告する。

第八章 附 則

第22条 大元学区体育協会慶弔規程制定（昭和51年1月1日）

- 第23条 大元学区体育協会表彰規程制定（於 記念大会）
 第24条 本会則は總會において改正することができる。
 第25条 本会則は昭和51年6月18日より施行する。
 第26条 本会則を一部改正し、平成23年4月16日より施行する。
 第27条 本会則を一部改正し、令和5年4月15日より施行する。
 (別表)

1ブロック	野田1丁目南町、野田中・東・西・茶屋、新野田、野田4丁目みずほ、野田西新町及び地区内マンション等の各町内会
2ブロック	西古松本町・西本町及び地区内マンション等の各町内会
3ブロック	西古松南町・南本町・新町、大元町及び地区内マンション等の各町内会
4ブロック	下中野本町・野崎、上中野緑町、下中野若葉町、上中野白さぎ町及び地区内マンション等の各町内会
5ブロック	上中野本町・若草町・新町・柳町・幸町・長川町及び地区内マンション等の各町内会